

第V章 みどりのまちづくりモデル地区

1.モデル地区とは

1) モデル地区とは

モデル地区とは、都市緑地法*第4条で規定された「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」のことであり、行政による重点的な緑化施策はもとより、市民及び事業者等の主体的な緑化の推進が期待される地区です。

また、本計画の理念を具体化するための緑化施策を集中的に行い、みどりのまちづくりのモデル地区として他地区への波及効果が期待される地区となります。

2) モデル地区の設定

次に示す10の設定要件を踏まえ、中国・四国地方の拠点都市である本市のシンボルとなる地区であり、自治会・町内会や商店街など様々な市民活動や各種公共事業が展開されている「福山駅周辺地区及び内港・緑町周辺地区」をモデル地区と設定します。

【モデル地区の設定要件】

- ①駅前等都市のシンボルとなる地区
- ②特に緑の少ない地区
- ③風致地区*などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区
- ④避難地の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- ⑤緑化の推進の住民意識が高い地区
- ⑥市街地開発事業*等の予定地区
- ⑦緑地協定*の締結等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑧都市公園*を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- ⑨公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑩ヒートアイランド*現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

資料：新編緑の基本計画*ハンドブック



福山駅周辺

2.地区の概況

1) 社会的状況

本市に限らず備後圏の社会経済の中心である福山駅周辺地区は、各種公共公益施設、商業施設及び文化施設などが集積し、本市の行政、文化、商業・業務の中核となる地区です。一方で、モータリゼーションの進展による各種交通問題、中心商業地の停滞及び人口の空洞化など様々な問題を抱えています。また、戦災復興土地区画整理事業*により基盤整備された本地区では、道路や公園など老朽化した部分も増えてきています。

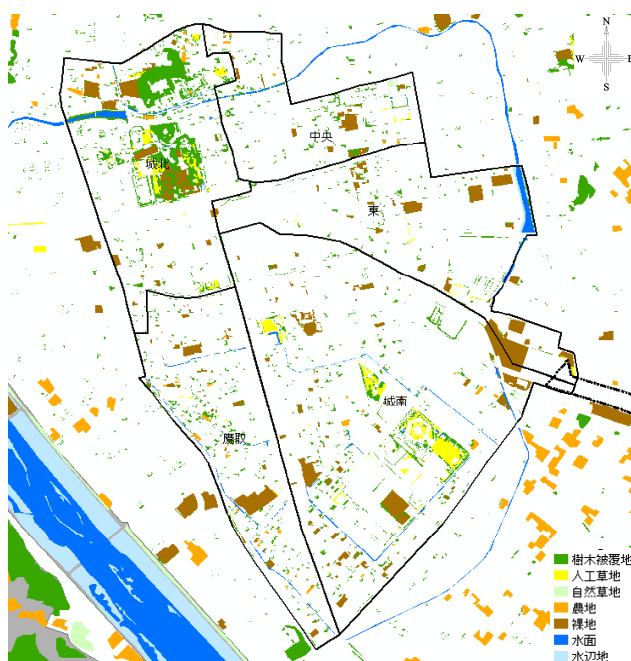
内港・緑町周辺は中心市街地と連携しその都市機能を補完する地域として、各種の拠点整備が実施されています。

2) みどりの状況

緑地の拠点となる福山城公園及び緑町公園に加え、市街地の中心に位置する中央公園、その他の都市公園*、子ども広場及び港湾緑地等が整備されています。また、道三川、御手洗川など小河川が多くあり、一部では親水空間*の整備も行われています。

福山城北側にはみどり豊かな神社仏閣が多くあり、優れた風致を守るための風致地区*が指定されています。

2008年度（平成20年度）におけるモデル地区の緑被率をみると、城北が一番高く16.9%となっていますが、その他の地区では3~6%と低い値となっています。



■モデル地区の緑被

上段:面積(ha) 下段:率(%)

区域	区域面積 (ha)	緑被						裸地	水面
		樹木被覆地	人工草地	自然草地	農地	水辺地			
東	87.27	2.79	1.61	0.38	0.01	0.00	0.79	5.74	1.29
		3.20	1.80	0.40	0.00	0.00	0.90	6.60	1.50
中央	50.89	2.32	1.91	0.08	0.16	0.17	0.00	1.44	0.22
		4.60	3.80	0.20	0.30	0.30	0.00	2.80	0.40
城北	96.89	16.36	13.76	1.99	0.04	0.57	0.00	4.55	1.10
		16.90	14.20	2.10	0.00	0.60	0.00	4.70	1.10
鷹取	75.53	3.09	2.43	0.10	0.01	0.54	0.01	3.15	0.67
		4.10	3.20	0.10	0.00	0.70	0.00	4.20	0.90
城南	191.10	11.31	6.60	3.79	0.13	0.44	0.35	7.18	1.08
		5.90	3.50	2.00	0.10	0.20	0.20	3.80	0.60
計	501.68	35.87	26.31	6.34	0.35	1.72	1.15	22.06	4.36
		7.10	5.20	1.30	0.10	0.30	0.20	4.40	0.90

資料:2008年度(平成20年度) 緑の基本計画現況調査業務

3.地区の将来像

本地区は、中国・四国地方の拠点都市である本市の中心市街地として魅力あるまちづくりが期待されており、公園緑地に関しても本市を代表する総合公園*が整備されています。

こうしたことから、本地区の緑化推進に関するテーマ及び基本方針を次のとおり設定します。

◆テーマ

花とみどりのにぎわいの市街地

◆基本方針

▽市の中心市街地にふさわしいみどりあふれるまちづくり

本地区は、JR福山駅や福山市役所など各種都市機能の核となる施設が集積した本市の中心地区であり、顔となる地区です。

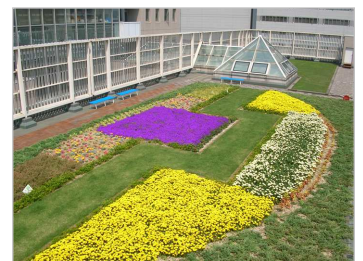
みどりの現況としては、福山城公園などの都市公園*が整備され、周辺には風致地区*など良好なみどりが保全されていますが、中心市街地として市街化・高度化が進み、身近なみどりは少なくなっています。

土地利用としては、商業・業務系を取り囲むように住居系が形成されています。

こうしたことから、みどりあふれるまちとして市街地の貴重なみどりを保全するとともに、中心市街地として魅力とにぎわいを創出する観点から、多様な土地利用の特性に対応した公共公益施設や民有地の緑化推進を図ります。



福山城公園



屋上緑化（市役所本庁会議棟）

▽道路や河川等による水とみどりのネットワークづくり

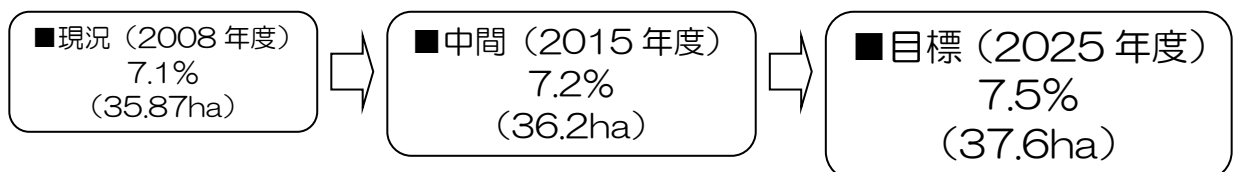
本地区には、本市を代表する福山城公園、緑町公園及び中央公園が整備されていることから、道路緑化や河川・水路の緑化及び環境整備による水とみどりのネットワークを形成し、みどりの効果的な利用環境を創出します。



道路緑化（福山駅前線）

◆緑化目標

モデル地区における緑被率を7.5%とすることをめざします。



4.みどりのまちづくりの方針

▽水とみどりのネットワークづくり

点のみどり	○総合公園※ ○近隣公園※ ○港湾緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの核として重点的な緑化整備を行います。 ・憩い・レクリエーション・交流・防災など様々な機能の充実に努めます。 ・市街地における自然との共生の場としてみどりを保全・創出します。
	○街区公園※ ○その他身近な公園	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した公園の再整備を進めます。 ・市街地における一団のみどりとして植栽を増やしていきます。 ・公園緑地を回遊するような関連付けやコンセプトのある整備をめざします。 ・ばらなど花壇と植栽を組合せ、華やかな雰囲気演出します。 ・イベント利用や買い物客等の休憩場など、まちなかの活性化に活用します。
	○公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> ・接道緑化、花壇の整備、屋上緑化及び壁面緑化などによる緑化を推進します。 ・ばらなど花壇と植栽を組合せ、華やかな雰囲気演出します。
	○民有地	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地規模の大きな民有地では、敷地内の植栽を推進します。 ・敷地規模の小さな民有地では、プランターや鉢植えなどにより緑視率を高めます。 ・事業所や商業施設では、敷地内の植栽、接道緑化、壁面緑化及び屋上緑化などを推進します。新たに整備される比較的規模の大きな事業所等では、公開空地※制度の活用等を誘導し、街の顔となる空間づくりを進めます。
	○風致地区※	<ul style="list-style-type: none"> ・本市を特徴づける優れた自然環境を保全します。 ・良好な自然環境を活用します。
線のみどり	○幹線道路 ○その他道路 ○河川・水路など	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの骨格として道路植栽を進めるとともに、カラー舗装や電線の地中化など景観にも配慮した整備を進めます。 ・歩行者の回遊性に配慮した道路植栽や緑化演出を進めます。 ・河川や水路では良好な自然環境を保全するとともに、水際の遊歩道の整備など魅力ある親水空間※づくりを進めます。
	○商店街など	<ul style="list-style-type: none"> ・鉢植えやプランターなどを活用して魅力ある通りを演出します。 ・段差の解消など、ユニバーサルデザイン※に配慮した整備を進めます。

▽市民・事業者・行政一体のまちづくり

市民・事業者などと行政が一体となってみどりを守り、つくり、育て、活用していきます。

	市民	事業者	行政
みどりの保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な木々、草花を大切にします。 ・福山城の歴史的な景観を守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な木々、草花を大切にします。 ・福山城の歴史的な景観を守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、道路及び公共施設内のみどりを適切に管理します。 ・保全が必要な地区については、風致地区※など各種制度を適用します。
みどりの創出・維持	<ul style="list-style-type: none"> ・庭などで花を育てます。 ・プランターなどで緑化を行います。 ・集合住宅などでもベランダや駐車場の緑化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街では花とみどりで演出した魅力ある通りをつくり出します。 ・事業所では敷地内の緑化や屋上・壁面などの建物緑化を推進します。 ・駐車場の緑化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、道路及び公共施設内のみどりを増やします。 ・道三川などの親水空間※整備を推進します。 ・市民が利用しやすい、利用したくなる公共空間の整備をめざします。
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・町内会等、地域での緑化活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民とまちづくりの輪を広げます。 ・公開空地※の整備などを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生け垣の設置など、各種助成制度を検討します。 ・地域のまちづくりを支援します。

▽具体的施策

モデル地区では、住民・事業者などと行政が力を合わせ、次の施策に取り組みます。

○特徴ある通りづくり

商店街など地域の住民や事業者の話し合いにより、通りの愛称を企画し、自ら植樹・植栽を行います。行政はアドバイスを行うとともに、苗木、種の配布及び植樹樹の配置などを行います。また、維持管理についても地域に委任します。

○市民緑地^{*}の設置

遊休地^{*}や樹林地などの未利用地を活用して公園緑地として整備し、開放します。土地の維持管理も行政で行います。土地を提供された方は、税の減免などが受けられます。

○特徴的な公園

街区公園^{*}など身近な公園の再整備にあたり、地域の住民が利用し親しまれる公園づくりをめざし、住民は要望を出すだけでなく計画から参画します。公園内に地域住民で花壇を設置したり、子どもたちで壁画を描くなどのアイデアも考えられます。

○散策マップの作成

地域の身近な名所をPRするような散策マップを行政と事業者が協力して作成します。住民は、デザインや情報の提供など、マップづくりに参画します。そして、散策イベントを企画したり、宿泊施設での配布によって来訪者にPRを行います。

○生け垣設置

まちなかのみどりを増やしていくため、生け垣の設置を推進します。行政の予算確保のもと、ブロック塀から生け垣に変更する場合にその工事費の一部を補助します。

■みどりのまちづくりモデル地区方針図



		凡例	
		既設・整備中	計画・構想・再整備
点のみどり	総合公園、近隣公園、港湾緑地		
	街区公園、その他身近な公園		
	主な公共公益施設		
	風致地区		
線のみどり	幹線道路		
	その他道路		
	河川、水路など		
	商店街など		
モデル地区			